

徳島県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和六年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 6		由岐大西		阿南市福井町露口七六番 三地先から 同 大宮一八四 番地先まで		旧		四・一〇一八・七		一、三九三・七	
同		同		同		新		四・一〇一八・七		一、三九三・七	
同		同		同		新		七・三〇六二・一		一、六〇一・八	